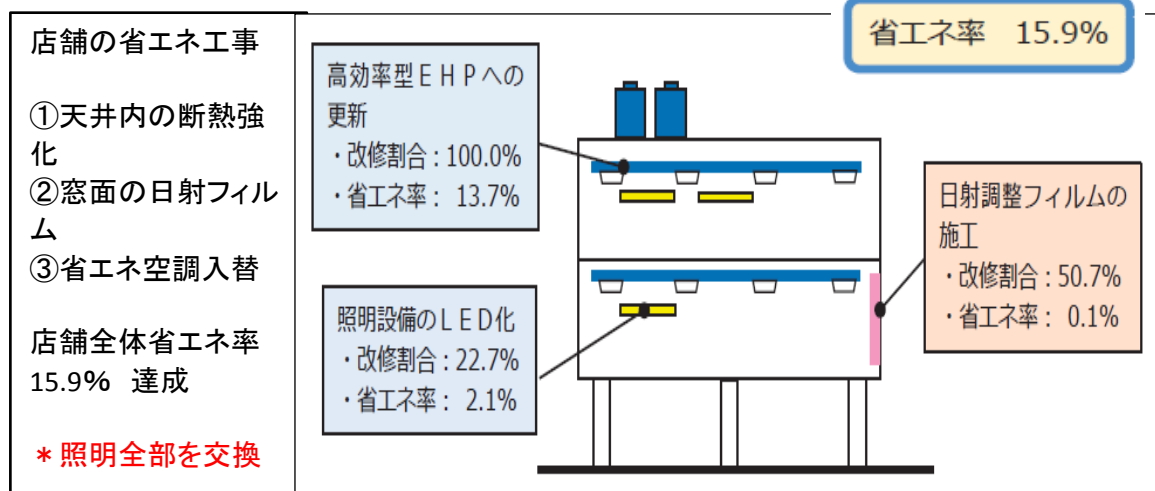


## 【補助金】平成29年度（2回目）既存建築物省エネ化推進事業

工事費含む費用の  
1/3がでる  
大型補助金！

- [ 所 管 ] 国土交通省
- [ 期 間 ] 平成29年9月1日 ~ 平成29年10月12日 郵送(消印有効)
- <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>
- [ 対象物件 ] 省エネ改修を行う既設の非居住物件  
事務所、店舗、ビル、学校、病院、ホテル、介護施設、保育園、社会福祉法人など（工場はダメ）  
**省エネ改修工事、バリアフリー改修工事をした事業主**
- [ 要 件 ] ①建物の躯体(外皮部分)の省エネ改修を行うもの  
外気に接する部分（外壁、窓などを通じての熱の損失防止)に関する省エネ工事が必要  
②**建物全体の省エネ率が15%以上**  
③省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上  
(ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする)  
④平成29年度中に着手すること
- [ 補助額・率 ] ①補助上限額 5,000万円(設備費用は2,500万円)  
**補助率1/3以内（工事費、設計費、設備費、エネルギー計測費用 含む）**
- [ 対象工事 ] ①外皮部分・窓ガラスの交換、遮熱、外壁の外断熱工事 など  
②設備部分・省エネ空調、給湯設備、昇降機、LED、トランス交換など  
③バリアフリー改修工事・省エネ改修工事と一緒にする場合  
( **バリアフリー工事費用補助額2,500万円加算** )

### [ 工 事 事 例 ]



### [ 補助金で経営強化 ]

設備投資 → 資産が増える  
補助金が入る → 現金が増える  
最新設備 → 省エネ → 電気代が安くなる → コスト削減

[ 補助金・助成金 うまく活用！ お問い合わせ窓口 ]

一般社団法人 日本総合法務

TEL：06-6223-0014 FAX：06-6222-4027

E-MAIL：jkotaka@nichihott.com

担当：小高

頼れる  
専門家集団

一般社団法人日本総合法務は、弁護士・税理士・中小企業診断士などの  
専門家集団です。お客様の事業繁栄のお手伝いをしています。